

第 6 6 号議案

八王子市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例設定について

八王子市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり設定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
八王子市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例（平成 1 6 年八王子市条例第
1 7 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 2（第 1 6 条関係） 使用料		別表第 2（第 1 6 条関係） 使用料	
人槽区分	金額	人槽区分	金額
5 人槽	<u>3,410円</u>	5 人槽	<u>3,340円</u>
6 人槽から 7 人槽まで	<u>3,850円</u>	6 人槽から 7 人槽まで	<u>3,780円</u>
8 人槽から 1 0 人槽まで	<u>4,950円</u>	8 人槽から 1 0 人槽まで	<u>4,860円</u>
1 1 人槽から 1 5 人槽まで	<u>9,680円</u>	1 1 人槽から 1 5 人槽まで	<u>9,500円</u>
1 6 人槽から 2 0 人槽まで	<u>12,100円</u>	1 6 人槽から 2 0 人槽まで	<u>11,880円</u>
2 1 人槽から 2 5 人槽まで	<u>14,520円</u>	2 1 人槽から 2 5 人槽まで	<u>14,250円</u>
2 6 人槽から 3 0 人槽まで	<u>16,390円</u>	2 6 人槽から 3 0 人槽まで	<u>16,090円</u>
3 1 人槽から 4 0 人槽まで	<u>19,910円</u>	3 1 人槽から 4 0 人槽まで	<u>19,540円</u>
4 1 人槽から 5 0 人槽まで	<u>22,660円</u>	4 1 人槽から 5 0 人槽まで	<u>22,240円</u>
備考（略）		備考（略）	

附 則

- 1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例別表第 2 の規定は、平成 3 1 年 1 2 月分として徴収する使用料から適用し、同年

1 1月分までとして徴収する使用料については、なお従前の例による。